

座談会 日米法律事情比較



矢吹 公敏 会員 × デーブ・スペクター氏 × 八代 英輝 会員

LIBRA の特集テーマは様々だ。大きく分けると、会員の実務に役立つ実務モノと、弁護士及び弁護士会の活動に関する会務モノに分かれようが、その裾野はともに広く、時にはクロスオーバーもする。今回はそのクロスオーバー域とでもいおうか、「日米法律事情比較」と題して、タレントのデーブ・スペクター氏、元裁判官の八代英輝会員と元副会長の矢吹公敏会員に、日米の法律体系の違いは前提としつつも、広く市民目線での法律事情をざっくばらんに語ってもらった。デーブ氏は勿論のこと、八代会員も矢吹会員もアメリカの法律事情にお詳しい。これまでの特集ラインからは若干異色ではあるが、楽しい座談会が出来上がった。デーブ氏のジョークを大幅に割愛せざるをえなかったのは残念ではある。どうぞお楽しみください。

(味岡 康子、佐藤 顕子)

日時：2010年12月3日(金) 午後2時

場所：デーブ・スペクター氏事務所

CONTENTS

- 弁護士の探し方
- ディープポケット
- 法務に対するコスト意識の違い
- インハウス弁護士
- 弁護士のイメージ
- アメリカの陪審制度
- 日本の裁判員裁判制度とアメリカの陪審制度
- 死刑制度
- 離婚事件について
- 親権について
- 高額な損害賠償
- 裁判について
- 社会の中の弁護士
- これからの弁護士・弁護士会

弁護士の探し方

矢吹：日本の法制度は基本的に大陸法系ですが、最近は多くの法律が英米、特に米国法を参考に立法され、また法科大学院のようにアメリカのロースクールを参考に法曹養成制度を作るなど、アメリカの影響をかなり受けています。そこで、今回は、日本とアメリカの訴訟や弁護士の役割、違いなどにつき、アメリカ事情に精通しているデーブ・スペクターさん、八代英輝さんにお話しいただきます。

デーブさん、アメリカは連邦制ですが、法制度は日本と比べてどうでしょう。

スペクター：アメリカは主に州法が基準で、50州あります。法曹資格も州別に取ります。だからどこに事務所を置くかによって、あるいは何州で資格を持つかで大分違う。それで法律が全部違うから、面倒くさいといえれば面倒くさいです。しかも連邦はまた別ですからね。

矢吹：日本では、弁護士を探す場合に知人の紹介や法律相談によることが多いのですが、最近はテレビや電車のつり広告を見てその事務所にいく場合も多いようです。アメリカで弁護士を探すときは、どのように探すんですか。

スペクター：口コミとか知名度。もちろんテレビによく出る人もいれば、ニューヨークだったらニューヨークマガジンや、シティーマガジンで、ランキングでよく登場する弁護士とか、あるいは有名な事件、話題になった訴訟で名前が出るじゃないですか。あるいはテレビの『ラリー・キング・ショー』*1に出たりして、まあ、大体分かりますよね。人口が少ないところだったらほとんどその人が知られ

ています。つまり思い浮かぶ、依頼するならそういう人たちがプレゼンスがあるということですよね。

矢吹：アメリカではイエローページに広告を掲載したり、テレビコマーシャルもやっていますよね。

スペクター：コマーシャルとか広告、あと外のサインボードがいっぱいありますよね。

八代：そうですね。CMもローカルテレビで流れてますし、地下鉄の中の広告も相当多いですね。

矢吹：日本では、弁護士が自分が得意とする分野を専門として宣伝すると弁護士会の広告規制に違反するのですが、アメリカではどうですか。

スペクター：そうですね。最近日本でも個人の債務整理をするチェーン店みたいな弁護士事務所ができたじゃないですか。アメリカでは、交通事故専門とか、労働関係でのめごとや従業員からのクレームの専門の者もいれば、離婚しかやらない離婚専門弁護士もいる。

アメリカではかなり分かれているので、だから契約とか企業専門の人もいれば、例えば変な話、悪いことをした方の弁護だけをやっているような——マフィアとか——人もいます。とても分かりやすい。離婚するときにはなるべく離婚関係の弁護士を雇うし、ドメスティックバイオレンスだったら、それをほぼ専門にやっている人がいます。自分がただ目立つためのいわゆる売名行為的なものだったら、それこそテレビに出ているそういった弁護士はいっぱいいますよ。

テレビにしょっちゅう出ている人は何でいいかというと、その人はすごく目立つので勝ち負けは別として自分のメッセージを発信してくれる。マイ

*1：約25年続いた米CNNのトーク番組。インタビュアーのラリー・キングが有名人などを相手にインタビューを行う。



デーブ・スペクター氏

日米交流の橋渡し役として、アメリカのテレビ番組や情報等を日本に紹介している。また、アメリカ、イギリスのテレビ番組にて、日本国内の取材・調査やレポーターもこなし、数多くの日本のテレビ番組、芸能、人物、ドキュメント、情報、ニュース等を紹介、国内外を問わず活動し、幅広い層から多くの支持を得ている。アメリカのメディア業界にテレビプロデューサー、放送作家として活躍するようになり、1983年、米国ABC放送の番組プロデューサーとして来日する。ポイントをおさえた的確なコメント、鋭い批評は多方面から好評を博し、テレビ出演のほか、全国各地の講演や執筆活動等で多忙な毎日を送っている。オリコン2009年好きなコメンテーターランキング第1位。

ケル・ジャクソンのときの子供に対する性的虐待の裁判を担当した亡くなった黒人の、もう本当にスターみたいなコ克蘭弁護士*2。すごい名物弁護士のやり手がいる。なぜかという、今、日本も裁判員制度がありますが、向こうは陪審があるから、ある意味では相当な演技力の役者でないと成り立たない。だからスター・アンド・プレーヤー、ファッションにしても何にしても12人いる陪審へのアピールが必要なんです。そのアピールができる人でないといけない。

八代：アメリカの法律事務所は細分化が進んでいて、「ゼネラル・ロー・ファーム」と言われるようなものはワンストップ・サービスを指向しています。それから今デーブさんが言われたような特定の分野専門の「ブティック・ロー・ファーム」があります。あとは本当に町医者のようなかたちで、来た案件はすべて受けるという個人商店のような事務所と、大きく分けて3つあります。私がいた事務所は弁護士が300人ぐらいいたんですけれども、訴訟担当の弁護士って一目で分かりますよね。事務所の中で一番身なりがきりっとしている。ちょっとこう適度に日焼けしているんです（笑）。

矢吹：日焼けしているって大切なんですか。

八代：印象が大切ということなんでしょうね。大きな規模の法律事務所の弁護士って、そんなに日常的に外部の人の目に晒されるわけではないんですが、「リティゲーター」と呼ばれる訴訟担当の弁護士は、やはり陪審員へのアピールということを考えて、「プロフェッショナル・アタイヤー」、つまり保守的だけれども信頼されるような身なりをすることに注意を払っていますね。

スペクター：でも本当に刑事裁判で陪審員に説得するような事件はほんの一部ですよ。何もかも陪

審までいくと思ったらそうではない。数パーセントしか陪審のもとにいかないです。ほとんど司法取引で、あるいはもう裁判にかけなくていいとか、あるいは陪審はいらないと断る人がいるから。何かイメージとして、何もかも、ちょっとした交通事故でも陪審をやるとしたら、そうでもない。それは限られていると思う。

八代：個人的な感触ですが、トライアル*3 までの率は10分の1以下じゃないですか。

矢吹：ところでアメリカって110万人以上の弁護士がいますよね。

スペクター：すごい数ですよ。

矢吹：昔、アンビュランスチェイサー*4 といって、救急車を追いかけて仕事を取る弁護士の話がありましたが、今でもそういう感じですか。

スペクター：駆け付けてね、名刺を配ったりします。

八代：私自身も、裁判所に行くと、名刺を差し出して弁護してやると言われて、いやいや、私も弁護士なので断ったことが何回もあります（笑）。

スペクター：あと事故などのニュースを見て自分から被害者にアプローチして、訴えられますからとか言うわけです。いわゆるだめもとで、クラスアクションという集団訴訟をやります。日本でもいろいろあるじゃないですか。そのときにみんな集めて集団で訴えようと、だめもとでやるんです。それで成功した場合は何パーセント取るという、よく映画のテーマにもなるのですが、たばこの会社に関するラッセル・クロウの映画*5とか、『エリン・ブロコビッチ』*6。そういう映画にもなるぐらいですので、弁護士のフィールドというのはものすごく広い。つまり弁護士は、日本ですとわりとエリートで、ハードルが高くてなかなかないということですけど、向こうはもうびんからきりまでい

ますので、違うことをしながら実は弁護士でもあるという人が多いんです。だからクリントン元大統領の夫婦もそう。

八代：オバマ大統領夫妻もそうですね。

スペクター：基本的にMBAか弁護士の資格を持っている企業のトップ、トップじゃなくても専務や社長でもいくらでもあります。弁護士の能力を持って、身に付けたノウハウと知識で別なことをやっている人がとても多い。だからある意味ではわりと気楽でいられるというか。日本だと弁護士って法律を全部知っていないといけないみたいなものすごいプレッシャーがある。きちんとしているとか、そういうイメージです。

ディープポケット

八代：今、デーブさんからクラスアクションの話が出ました。テーマの1つとしてお話しいただこうかなと提案していたのが、「ディープポケット」*7の件です。特に日本の企業がディープポケットとして狙われやすいという話をしていただけますか。

矢吹：海外で日本企業が巨額の損害賠償を請求される事件がありますが、そうした資産をもってい

るディープポケットと呼ばれる企業や個人が狙い打ちにあうことですね。

スペクター：ああ、払えると思ってね。

八代：日本企業は訴訟に弱気ですぐに和解に応じるというイメージを抱かれているという部分は確かにありますね。

スペクター：慣れていないとか。あるいは悪いイメージを与えたくないから払った方がいいとか考えがちですね。そういうところはよくないですね、損しますから。

矢吹：何か日本人とか日本の企業がアメリカでそういった訴訟に巻き込まれて、ああ、これは日本人らしいなとか、もっとこうすればよかったのに、ということを見聞きしたことはありますか。

スペクター：バブル時代はあったにしても、今は現地採用の専属弁護士もいますから、それほどではないでしょう。

八代：日本企業が巻き込まれがちなケースの一つとしてセクシュアル・ハラスメントがあります。これは私たちが通常イメージするセクハラ事件とはちょっと違います。特徴は日本から派遣された駐在員と現地採用の日系従業員との間に起こりがちだという点です。日系従業員は、外見が日本人で言葉も日本語を話してくれることから、ついその人に

* 2：ジョニー・コ克蘭弁護士。マイケル・ジャクソンの他にも、O.J. シンプソン事件の刑事弁護人として無罪を勝ち取り世界的に有名となった人物。2005年没。

* 3：[trial] 陪審によって公開で行われる審理。トライアルの準備段階としてブリーディングないしプリトライアルがある。

* 4：[ambulance chaser] 事件屋弁護士。仕事をとるために救急車のあとを追う者の意味。

* 5：映画『インサイダー』。アメリカのタバコ産業の不正を告発した報道番組のプロデューサーの男と大手タバコメーカーの元副社長の実話に基づく社会派ドラマ。アル・パチーノとラッセル・クロウ共演。

* 6：3人の子どもをもったシングルマザーが、弁護士事務所の資料から大企業の環境汚染を暴いていき、住民の署名を集め、巨額の和解金を勝ち取ったという実話に基づく映画。ジュリア・ロバーツ主演。

* 7：[deep pocket] 本来なら複数の者から金銭賠償を要求したい者（原告）が、十分な資力をもった者だけを相手に金銭賠償の訴訟を提起すること。

ばかり仕事を頼んだり、ついその人だけ接待のカラオケに同伴させたり、ただ、当の従業員からすれば、ものの考え方や権利意識は他の非日系従業員と同じですから、自分だけが不当な扱いを受けていると感じるわけです。

スペクター：日本でも最近訴訟が増えている。前は本当の奥の手だったじゃないですか。嫌がらせとか、それこそメディアを相手にして訴えている、ニューサンス・ロースーツという嫌がらせだけのためにやっているというのは、裁判官が見極めて却下する。しないとだめです。

八代：アメリカでは「フリブレス・ロースーツ」とも言いますよね。

スペクター：フリブレス・ロースーツという言い方もあって、これはとても根拠を認められないから却下という。そういうふうにやらないと、単なる嫌がらせで、根拠がないのに受け止めて、日本で今メディア側が結構負けているのが多い気がします。

法務に対するコスト意識の違い

矢吹：じゃあ、ちょっと話を戻して、八代さんは日本の訴訟もアメリカの訴訟も経験していらっしゃるんですけど、八代さんから見て日本とアメリカの一番の違いって何ですか。

八代：法務に対するコスト意識の違いですね。私はエンターテインメント関係の仕事が多いのですが、アメリカでは映画製作にあたって通常10%程度を裁判も含めた法務関係費用として計上します。リーガルコストは既定のリスク要因として考えられているわけです。一方、日本の場合は映画製作費用を積算するときに、訴えられたときのリスクと

か法務関係費を計上することは稀ですね。

これは、アメリカでは法律がそれぞれの州によって違うという点が既に社会的なリスク要因として受け入れられていることにも由来します。そういう自治を選んだわけですから。通りを越えるともう別の法律が適用されるということが日常的にあるので、弁護士が存在だけでなく、契約社会というのがもう既定のリスク、コストとして考えられているというわけです。

矢吹：私も、アメリカだけではなく海外の依頼者と日本の依頼者の大きな違いは、法務に対する考え方だと思うことがよくあります。海外では法務関係費用も当然の必要経費として計上していますし、外部の弁護士を利用することに躊躇をしないわけです。勿論、弁護士費用には大変神経質ですが(笑)。

インハウス弁護士

スペクター：更に言うと、今、日本は弁護士の人数が少ないですけど、向こうではインハウスの弁護士がいっぱいいます。つまり社員として毎日出勤している。へたしたらテレビ局だけでも10人も20人もいますよ。日本でもいろいろなもめ事がありますが、アメリカだったら同じことも社員のインハウス弁護士が全部対応してくれるから、もうそこで止まるんです。エンターテインメントにしても自動車メーカーにしても、何かあったときに外部の弁護士に依頼するのではない。当然ながらインハウス弁護士はそこに雇われているから、その会社に対しての愛社精神という言い過ぎですけど、モチベーションが、個別に依頼されている

八代 英輝 会員（45期）

1964年生。裁判官に任官後、東京弁護士会に弁護士登録。2001年、米国コロンビア大学ロースクールに留学し修士課程修了後、米国司法試験（ニューヨーク州）に合格。ニューヨーク州弁護士会知的財産権部に所属し、ニューヨークの大手法律事務所に勤務。2007年秋より本拠地を東京に移し同事務所より独立、「八代国際法律事務所」開設。



弁護士よりはあるわけです。その会社に居心地がよければずっといるわけですからね。

八代：あとインハウス弁護士は専門性も磨かれますよね。企業の業務分野での専門性です。ですから、インハウス弁護士を置く企業が外部の法律事務所に依頼するときというのはそれなりに必要があるときに限られてくることになります。

スペクター：それで次の仕事がいつ来るかという不安もないわけですね。

矢吹：でも何時解雇されるか分からないし、なかなか昇進しないという問題もあるのではないのでしょうか。ところで、日本はインハウスは今、全員で500人位しかいないんですよ。

スペクター：少ないです。魅力的な仕事だと思いますけど。

八代：そうですね。インハウスの弁護士を増やさないと、おそらく将来的には弁護士の受け皿としては厳しくなってくると思います。

スペクター：分かりやすく言えば、インハウスがいっぱいいれば、総会屋はまずないですよ。考えられないです（笑）。

矢吹：今の企業、特に上場企業は、短期的な利益はむしろ悪いことをしても上がるかもしれないけど、最終的にそれが表に出る率が格段に高くなっているわけですね。税金でもそうですし、例えば独占禁止法のリーニエンシー制度や公益通報制度のように誰かが通報する制度ができています。そうすると、今はどこから通報されて企業が訴えられたり国から罰を与えられたりするという環境になっていますから、企業側もむしろ社内に弁護士がいて、そういうことを見つけて早く是正するということが必要だということを認識するようになってきていると思います。

弁護士のイメージ

矢吹：ちょっとさっきの弁護士アンビュランスチェイサーの話なんですけど、アメリカで弁護士ってどういうイメージでしょうね。

スペクター：もうろくでもない人から、本当に尊敬できるトップクラスの人もありますね。

八代：ただ風刺を含め、あまり尊敬されているイメージはないですね。

スペクター：でも、プロボノといって無料で仕事をする弁護士もいます。特に、トップの弁護士はそれを意識しています。

矢吹：ありますね。公益サービスという認識をもった弁護士がいますね。法律事務所単位でプロボノ活動に熱心な事務所もあります。

スペクター：向こうでプアバティー・ロー・センターという南部にある貧困者とか迫害されている人とか差別を受けている人を扱うところで、もう熱心にやっている人がいるんです。本当はニューヨークやボストンへ行けば、もっとすぐくもうけられる弁護士ですけど、そこでやりたいと、つまり社会に役立ちたいという。だから立派な弁護士も確かにいます。ただ全体のイメージは、ものすごくもうけているというイメージです。

アメリカの陪審制度

矢吹：日本でも裁判員裁判が始まりましたが、デーブさんから見て感想はいかがですか。

スペクター：ヨーロッパのやり方とアメリカは違いますが、アメリカの陪審は、やり方をいろいろ試した結果が今の陪審制度になったわけです。何で12



矢吹 公敏 会員（39期）＝司会

1956年生。東京弁護士会所属。1991年コロンビア大学ロースクール卒業（法学修士）。ニューヨーク州弁護士。2003～2005年 日弁連国際室長。2005～2008年度 国際委員会委員長。2009年度 副会長。国際法曹協会（IBA）アジア・パシフィック地域議長等を務める。現在、一橋大学大学院教授。

人かという、9人もやったし、6人もやったし、20人も試して、すべていろいろなことをやった上で12人がベストになった。つまり自分の同僚に裁かれるという意味でやっているわけです。ところがよく知っているように、陪審コンサルとかいう商売ができて、もう映画にもなりました。

矢吹：どういう商売ですか。

スペクター：陪審員を選ぶんです。要するに忌避権があるから自分にできるだけ有利な陪審を選ぶ技術が大切になってきます。映画でも『ミシシッピー・バーニング』*8とか、あともう1つありました。

矢吹：陪審員ショッピングですね。

スペクター：そうです、ショッピング。それで二十何人まで断れるというシステムがあるので、一番感化されそうな人を選ぶ。難しい証言に付いていけない人がいいんです。O.J. シンプソンの場合はまさにそうですが、DNAの話に付いていけない。難しく、何日もやるから。それでお手上げ状態で、被害者はもう死んでいるから、目の前に生きている加害者がいて、しかも有名人、それで顔がいいし、時々自分を見てくれるし、もう情がうつってしまうわけです。だから誰を選べばいいかっていうのが分かるんです。あと、日本は日本人でやりますが、あちらは人種も全部違いますから、それが1つの商売になっている。本当だったら、弁護士会によく置いてあるテミス像、天秤持って目隠しをしていますね。それと同じで、自分と同じ市民に公平に裁かれると思っていた。ところが陪審をやっているうちに忌避権が与えられて、警察に嫌な思いをしたことがある人とか、職務質問を何回もされたとか、何となく警察に不信感を持っている人は、場合によって有利なので、そういう人を探したりするわけです。

矢吹：日本では事実があるなしだけでなく、量刑も決める。アメリカでは量刑を決めるのは裁判官ですが、それについて何か意見はありますか。

スペクター：最終的に決めるのは裁判官ですね。日本はやはり量刑のチョイスが少ないし、終身刑もないし。無期懲役といってもいつ出るか分からないということになるそうですね。アメリカだったら、刑務所によって過ごしやすいところもある。そこを選択してあげる場合もある。あるいはまったく釈放を許されないやり方もありますし、ものすごくバラエティーがあって選択肢がありますから素人では難しい、だから裁判官が量刑をやっていると思う。

日本の裁判員裁判制度と アメリカの陪審制度

矢吹：八代さんから見て、日本の裁判員裁判と、それからアメリカの陪審制度、何が一番違うところだと思いますか。

八代：そうですね、全員一致か多数決かという部分と、量刑を決めるか決めないかという部分ではないでしょうか。

スペクター：向こうは全員一致。

八代：それから、システムの問題ではないかと思っているのはもう1つあって、アメリカの陪審制というのは、原則的には否認事件を対象にするんです。法定刑の重さは関係ありません。日本は、刑の重さで裁判員裁判にするかどうか判断するシステムを採用しています。でも、法定刑は必ずしも重くなくても、例えば公務執行妨害罪の否認事件のように、権力による人権侵害の恐れのある犯罪

はいくらでもあるわけです。そういうものを無視してフィクションで法定刑の重いものだけ国民の関心事にしてしまう決め方は問題があると思っています。

スペクター：あとは二審になると裁判員がなくなるじゃないですか。あれではまるで裁判員制度を否定しているみたい。あれってどう思います？

八代：アメリカでは控訴審も陪審制ですからね。日本ではまだ市民感覚というものを信用しきれていない部分があると思うんですよ。

矢吹：今、量刑の話が出たんですけど、この前、裁判員裁判で初めて死刑判決が出て、その裁判員をした方が非常に心理的なプレッシャーを感じたという話がありました。やっぱり死刑も一般の人が決めるというのは重いと思うんですけどね。

スペクター：ちょっと重過ぎる。ですが世間から見ると、評議室の中で判事が3人もいるので、何だかんだいっても指導されているというか、自分たちの意見を言っても、最終的には実際に決めているのは個々の裁判員ではなく3人の判事だと思われるんです、たぶん。アメリカでは評議室は誰も入っちゃいけないくて、どうしても聞きたいことがあったら裁判官のところへ行行って、すみません、ちょっとって。

八代：鍵をかけますからね。

スペクター：すごいシビアですよ。場合によってはホテルなどに隔離します。それでこうやって本を書いたりするんです*9。これはアメリカの裁判の

陪審の問題点がいっぱい書かれています。ただ陪審員だけで決めるということは、すっきりしています。

死刑制度

矢吹：日本はまだ死刑がありますけど、アメリカは多くの州でもう死刑は廃止されていて、最終的には絶対もう刑務所から出られない終身刑までです。死刑についてはいかがですか。冤罪で死刑になってしまったら取り返しがつかないという人もいます。

スペクター：冤罪は当然とんでもない事です。また、最近のコネティカット州でのひどい事件、家に入ってお母さんと娘さんをレイプして、火をつけて、それで夫が帰ってきたのでお金を奪って、という事件の場合など、逆に死刑の方が楽過ぎるという意見があります。終身刑の方が、人生最後まで一步も外に出られないというあの重さの方がかえって残酷ではないかという見方もあるんです。

八代：アメリカは州によって制度が違いますので、数は少ないですが陪審員が量刑まで決める州もありますね。

スペクター：2つぐらいあります。

八代：その1つがコネティカット州で、陪審のその死刑の判断に関与した陪審員がインタビューを受けていて、やはりPTSDに悩まされるという話を

* 8：1964年のミシシッピ州ジュサップを舞台に、3人の公民権運動家の失踪事件を捜査する2人のFBI捜査官の姿を通して、アメリカの南部における人種差別問題を描いた実話を基にした映画。ジーン・ハックマン、ウィレム・デフォーが主演。

* 9：書籍名「We, the Jury: Deciding the Scott Peterson Case」(Greg Berattis(著), Tom Marino(著), Mike Belmessieri(著), Dennis Lear(著), Richelle Nice(著))

しています。

スペクター：向こうはカウンセリングもあります。費用の問題があって、今縮小していますが。警察官が現場に駆け付けた時の残酷な犯罪現場の場合は、警察官にもカウンセリングがあるぐらいですから。やっぱり想像を絶するような場面に出会ってしまう。

八代：私は特に極刑に相当する判断が伴う場合に、一般の方に量刑まで判断してもらう必要というのはちょっと見だしにくいなと思います。自分の経験としても、私は裁判官として判決に関与したのは無期懲役までですが、それでもやはり一生その重みは忘れられないです。

矢吹：八代さん、そのほかに弁護士の側から見て裁判員裁判についてコメントはありますか。

八代：先ほども触れましたが、市民感覚、市民の方の鋭い問題意識というのは否認事件でこそ活かされると思います。ですから、例えば覚せい剤の営利目的の密輸入などは法定刑が重いので裁判員事件になりますけど、特に争点のない自白事件は一回結審です。こういったタイプの裁判について数十人も裁判員候補者を呼び出して毎回セレクションをやるというのは、いくら何でも国民に負担をかけ過ぎではないかと感じます。制度そのものはとても魅力的な制度だと思うので、運営していくうちにファインチューニングしていく必要があると思います。

離婚事件について

矢吹：民事事件の方に話を移したいんですが、日本は基本的に離婚するには破たんしているだけじゃ

だめだという有責主義なんですよ。だからずっと別居して別居期間が長くてもなかなか離婚できない人もいますが、アメリカの離婚事件はどうですか。

スペクター：カリフォルニアで始めた、誰に責任がなくてもいいという、理由なき離婚という制度がある。でもあれも普通のほかの裁判と同じで、ものすごく演技できる、演技って言うと変ですが説得力のある弁護士が出てくるわけですから、バトルが始まるともう大変ですよ。これも面白い本があって*10、これは本当に業務用、業務というか弁護士向けに作っているんですけど、あなたが俳優、つまり役者の演技方法で陪審員を説得できます、つまり普通テレビや映画に出ている俳優たちのテクニックを自分の身に付けて、こうやって陪審員をうまく使えたらもう勝つよという指導をするのです。

八代：どういう人が書いているんですか。

スペクター：弁護士ですよ。

矢吹：写真がカウボーイですね（笑）。

スペクター：たぶんこの人もそういう特徴があるのですが、いるんですよ、カウボーイブーツで仕事をする人とか。

八代：テキサス州の話ですか。

スペクター：そう。それで、向こうの取り分が半端じゃない。パーセンテージがものすごい。へたしたら何百万ドルか何千万ドルも報酬をとります。

八代：ところで、離婚慰謝料が高額なことでもアメリカは有名です。その根拠ですが、財産分与と慰謝料と両方の意味が込められていると言われますよね。どういう計算根拠なんですかね。

スペクター：10年以上いれば普通は半分半分ですよ。よく婚前契約ってありますけど、それはもうだい

たい有名人とか離婚2回目の大富豪がやるもので、一般的にはそれはしない。ですからタイガー・ウッズが安く済んだというのは、彼女の貢献が少ないと見られた。5年しか結婚していないし、彼はすでにチャンピオンだった。いてもいなくても彼はずっと勝っていただろうと。ですから彼女の役割が、認められていなかった。あんなにお金があるのに意外に安く済んだのです。マイケル・ジョーダンももう二十何年も結婚していた。学生のときから知っているから、彼女はものすごくもらったんです。1億ドル以上だったか、すごいお金をもらった。

矢吹：相手に対する貢献によって違うんですね。

スペクター：そうです。せめて10年たたないと。だからトム・クルーズかな、確かぎりぎり10年にならないように別れたというような話がある。

矢吹：離婚をしたときのための婚前契約は一般の人はしないですね。

スペクター：もし一般の人がやったら、別れるだろうという前提になるから、あまりロマンチックじゃない。あんなに大成功しているポール・マッカートニーだって、ヘザー・ミルズという前の奥さんをあまりにも好きだったからほれちゃって言えなかった。婚前契約なんてしらけるからしないとずっと言っていた。ところがまさか別れると思わなかったのに別れちゃった。それですごい大金を払った。

八代：さっきデーブさんがおっしゃったカリフォルニア州は離婚を実際にするときに有責主義を採用していないという話に関連してですが、一般的には日本っておそらく世界で最も容易に離婚できる国

ではないでしょうか。

スペクター：判子を押せばいいから。

八代：アメリカは、例えばニューヨーク州とかカトリックの影響が強い州は離婚が難しいですね。法定別居期間を何年間か置かなければならないとか。それでも離婚率が高いというのは、女性が日本よりも経済的に進出しているという側面もきっとあるんだと思うんですね。だから最近日本でも5年以内の結婚の人の離婚率が非常に上がっていますよね。それもやはり社会の背景があるんじゃないかなと思います。

親権について

矢吹：日本は親権をどちらが取るかという、だいたい母親に決まっているんですけど、アメリカはどうですか。

スペクター：日本では、大体もう母親に決まっているよね。それはもう世界的な批判を受けているよね。アメリカでも、もちろん女性が圧倒的に多いのですけれども。大体悪いことをするのは基本的に男ですからね（笑）。

八代：アメリカでは親権はずっと共同ですね。離婚しても親権者が片方の親だけになるということはないわけです。

スペクター：あとは面会、週末だけ会うのか、あるいは毎年の夏休みに1カ月間来てもらうとか。俳優同士だともう時間がまちまちですので、ためておいて会えるようにするとか、そういうやり方がある。あといくつまで会うとか。

* 10：書籍名「Winning Jury Trials Using Acting Techniques」(Richard D. Jensen(著))



八代：州によっても異なるかもしれませんが、海外旅行するときって、離婚した相手の人のサインが必要なんです。子供の誘拐が多いこともあって、子供と片親だけで長距離の旅行をすることも禁止されているんです。その場合は、もう片方の親の承諾書というのが必ず必要なんです。それから、日本は子供が小さいと母親が親権を持つケースが多いですが、国際結婚してアメリカで暮らしていて、子供が小さいうちに日本人の奥さんとアメリカ人の夫が離婚して、奥さんが子供を連れて日本に帰っちゃうのが大問題ですよ。それを取り戻して話し合うすべもないというのは日本の特徴ですね。

矢吹：子の奪取に関するハーグ条約^{*11}を日本は締結していないのですが、この条約の締結の是非が話題になっています。先日もルース米国大使が日弁連に来て、今日本だけが子の奪取に関する条約に締結していないので、是非早期に締結をしていただきたいというふうにおっしゃっていました。

スペクター：そうです。大問題になっています。ただ日本の文化も違うわけですから、そこところが問題です。

高額な損害賠償

矢吹：あとちょっと話は変わりますが、民事でも損害賠償で結構、ディープポケットとおっしゃったように、大企業に対して損害賠償をたくさんする人たちが多くて、例えばハンバーガーショップで、コーヒーが熱くてそれをこぼしてやけどしたら、高額の損害賠償を命じられた事件がありました。それからコーヒーの温度が下がったとか（笑）。

スペクター：あれは熱過ぎたのは事実ですけど、でも控訴して結構賠償金は安くなった。

八代：キャリアの裁判官が懲罰的賠償^{*12}の金額を下げられるんです。フライドポテトを食べ過ぎて太っちゃったのも、太ったのはハンバーガーショップのせいだということもあったし。

スペクター：あります。それはフリプレス・ロースーツということになってしまふ。

日本は金もうけも視野に入れて、そういった嫌がらせ的な訴訟が増える可能性も高いのです。最近、弁護士は気軽にアプローチできるようになっています。知り合いもないし、地方都市に行くと見つからないと思っているくらいもうどうにもならないですけど、今はテレビに出ている影響もあると思うのですが、わりと気軽に頼むように環境が変わってきたから、悪用する人もいるのではないのでしょうか。悪用と言うと悪いですが、もうけるために訴えるという人が絶対出てきますよ。

矢吹：アメリカはそういう人たちが結構多いんですか。

スペクター：もちろんいっぱいいます。でも向こうで弁護士が着手金とか取らないで、成功報酬で、勝った場合のみに数パーセントというの、それを受ける、だめもとでやってくれる人がいくらでもいるからです。

八代：それで破産する弁護士もいますからね。例えば、環境訴訟の原告側事務所が巨費を投じてボーリング調査をやり経営破綻する。ジョン・トラボルタ主演で映画化された『シビル・アクション』^{*13}も実話に基づいていると言われていますね。

スペクター：それで負けると相手側の弁護士費用を全部払えと言われるので大変なことで、だからリスクもある。

裁判について

八代：裁判費用で言いますと、日本の裁判では訴額に応じて印紙の貼用を求められますが、あれは良し悪しですね。何で税金を払っているのに、司法サービスを利用するのにさらに請求額に応じた印紙が必要になるのでしょうか。アメリカでは訴額は一律で低額です。こういったことから、司法に対する信頼がアメリカはすごく高いなという印象ですね。

スペクター：あと、刑事事件の話ですが、日本って警察が自白にものすごく頼っているじゃない。それで二十何日間も留置が許されているし。普通はあり得ない。向こうだとやり手弁護士でなくても、被告人側が警察のミスをまず探す、捜査のときに令状がそろっていなかったとか、見てはいけなところを見たとか、全部探すんです。警察官あるいは刑事の大変なことは自分のミスをなくす、もう徹底的にやる。そうしないと裁判で成り立たなくなって無効になる。

矢吹：それは違いますね。ですから、民事では、アメリカではディスカバリー^{*14}があって、相手方から証拠をどんどん集めて裁判の準備をする。相手も証拠提出は法的な義務なので、隠すことはできない。それで膨大な資料を提出することで重要な証拠を相手方が探せないようにするような戦術

もとることになります。そうした調査が弁護士の重要な仕事の一つですね。

スペクター：そうなんです。ディスカバリーがすごいんですよ。

八代：そこでデュープロセスが非常に重要な役割を果たします。

矢吹：刑事では、被疑者・被告人と検察・警察と相当対立関係が強いんですね。

八代：スポーティング・セオリー^{*}といひまして、刑事でも当事者間の対等性を非常に重視します。ただその中で、仮に本当にやっている人が無罪になってしまっても、それは社会的なリスクとしてしょうがないという考え方なんです。

矢吹：八代さんが先ほどおっしゃった司法に対する信頼がアメリカは高いというのは、やはり裁判所に対する信頼が高いからでしょうか。

八代：高いですね。

矢吹：それは裁判所が正しい判断をしてくれるということか、どういった理由なのでしょう。アメリカの裁判例を見ても、裁判官の個性が強く出ることがよく見られます。裁判官が長期にわたって同じ裁判所にいるために、裁判官の名前を付けて例えば八代コートなどと呼ばれることもあります。特に、個性的な判決や手続をする場合に、そのように呼ばれることが多いようです。

八代：結局、1つの理由は、裁判官が語ったことが

* 11：国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約。一方の親が子を居住国から不法に連れ去る事件を防止する目的で締結された多国間条約。

* 12：[punitive damages/exemplary damages/smart money] 裁判所は、加害行為が特に悪質である場合に、被害者に損失補填の賠償金に加えて懲罰的に賠償金の支払いを命じることがある。

* 13：弁護士が、ある家族から持ち込まれた相談の裏には、巨大企業による環境汚染の実態がある事を付き止め、白血病患者の遺族の代理人として大企業相手に集団訴訟を行っていく、実話に基づく映画。ジョン・トラボルタが主演。

* 14：[discovery] 証拠開示（手続）。トライアルに先立って行われる争点及び関連資料の整理及び確定のための手続。

法になるという判例法システムに由来するのではないのでしょうか。人柄を含めて裁判官が思うことがそのまま法になっていく。当然人柄は問われますし、判断への信頼というものが出てくる。日本ではやはり国会が作った法律を適用するのが裁判官ということになりますので、裁判官の守備範囲は狭くなってきますよね。

スペクター：あと、連邦法は別として、州法ですから、上から来ている法律という印象よりは自分たちで法を作っていくという意識があると思います。

また、ドラッグコート*15 があったり、裁判官が社会問題に向かって何か努力しているという気持ちがあります。ですからドラッグコートがマイアミで生まれて、今全国でやっている。それはなぜかという、不条理なむだなことをいっぱい見ているわけですから、別の方法はないのかと思ってそれで立ち上がったわけですからね。警察とみんな協力し合って。

八代：そうですね。日本では救済する法律がないからもう助けられませんかと門前払いになってしまうところを、アメリカでは本当に助ける必要があったら裁判官は法を作って助けるということが出来るのです。

矢吹：裁判に法を創造する機能があるのですね。

スペクター：それとアメリカでは裁判官がとんでもない判決を出すと、新聞などにより名指しですごい批判が湧き上がります。

八代：裁判官が公選制という州も多いですね*16。

スペクター：検察もそうです。

八代：日本のように司法研修所を出てすぐ裁判官というのはあり得ないわけです。ですから、裁判官はもう通常は20年ぐらいキャリアを積んだ人になる職と考えられています。

スペクター：あと検察、トップ、ディストリクトアタニーとか、州と市、全部——連邦政府だけは任命だけど州は全部選挙ですから——、すべて下にいる人たちは彼の責任になるわけです。ですから実績をつくりたいがあまりやり過ぎると選挙で惨敗したり、あるいは不正なことをやったら、選挙ですから責任をものすごく追及されるんですよ。

八代：ユニークな判決もいっぱい出てきていますもんね。

スペクター：そうですね。それも評価につながっている。つまり何か人情が入っている、あるいは場合によってはユーモアがある。パリス・ヒルトンみたいなのは刑務所なんて入れてもしょうがない。それで司法取引して、社会奉仕をやって、その活動がテレビに出て、ボランティアをやっている仕事、団体、法人が話題になって、ああ、いいことをやっているなという評判となる。裁判官も喜ぶんです、モチベーションが上がりますから。だから有名人をちょっと利用する場合があります。

つまりアメリカの裁判は、流動的で臨機応変に対応できる裁判システムです。日本ではもう六法全書のまま動いているという印象で、わりと機械的にやっているということはあると思います。だから判決で珍しいことを言うとなすぐ話題になります。

八代：説論が話題になったりとか、要するに裁判官が当事者に控訴を勧めたら話題になったりとか、ちょっとしたことが話題になります。

スペクター：珍しいから話題になります。向こうはそれはもう日常的にそういうことを言います。

矢吹：なるほど。八代さんが先ほどおっしゃった、アメリカは司法に対する信頼が高いというのは、デーブさんも賛成ですか。

スペクター：賛成ですけど、弁護士の腕次第で有罪を逃れるという批判もあります。お金があればすぐいわゆる弁護士のドリームチームをつくる。ドリームチームって、もともとバスケットボールでオリンピックでマイケル・ジョーダンが使った用語です。要はとんでもない一般人の手が出ないような費用を掛けて弁護士を20人でも30人でも依頼する。また、有利な証言をする専門家もいる。プロの証言屋です。

矢吹：専門分野で法的な意見を述べる研究者や弁護士ですね。いわゆるエキスパートウィットネスと言われる人たちで、裁判で専門分野の事実認定や法解釈が必要とされる場合に当事者が依頼する専門家ですね。

スペクター：そうです。それで5,000ドルとか報酬をもらう。嘘についてはいけませんが、ぎりぎり解釈をうまく有利に取られるようにやる。さすがに完全な嘘はだめですが、許される範囲で最大限有利な意見を述べるわけです。

八代：有名な人は取り合いになりますよね。

スペクター：ですから日本で3日しかやらないという裁判もナンセンスですよ。時間がかかるときはかかるんです。迅速に裁判をやるというのはいい概念ですが、だからといって別にあせってやることはないですね。アメリカは何週間も何カ月もやる場合もあります。だからアメリカでは司法そのものが尊敬されているといっても、弁護士次第です。あと、さっき言った陪審員の問題もあります。

社会の中の弁護士

矢吹：弁護士は世間や市民からどう見られていますか。

八代：弁護士ネタのお国柄のジョークというのは、アメリカ人の弁護士が出てくるときは必ずお金がらみですね。

矢吹：弁護士は社会の中では必要悪という感じですか。それともやはり……。

スペクター：悪とまでは言えない（笑）。

八代：イメージとしては、日本でいうと弁護士という職業イメージがありますけど、アメリカは、何をやっている弁護士か、弁護士として何をやっているかという部分を含めないと、あまりにバラエティーに富んでいるのでわからないということがあります。

矢吹：今、日本で若い人が、ロースクールに行って、出てから司法試験に受かって、そしてまた1年間修習して、とてもお金が掛かるんですね。それでなかなか司法試験も受からないしお金も掛かるし、弁護士になることを希望する人がだんだん少なくなっているんですけど、アメリカと比べてどう思いますか。

スペクター：いったんブームだったのに。

矢吹：アメリカでは弁護士になりたい若い人は多いのですか。

スペクター：いくらでもなりたいたい。もちろんあこがれる職業ですけど、日本の場合は弁護士に頼むと不謹慎とか、相手が傷つくとか、反感を買うとかいう感情がありますよね。ですからまだまだ気軽に頼めないと思う。日本って、会ってちょっと酒を

* 15：薬物関連犯罪専門裁判所。薬物事犯が刑務所に収容されるかわりに、裁判所の監視下で社会生活を続ける形で行われる。

* 16：裁判官の選任。裁判官は弁護士資格をそなえる者から選任され、アメリカの約半数の州では公選制による。それ以外の州では、知事による任命、立法部による選任などの方法による。

飲みながら、まあまあっていう世界ですよ。和解とか、あるいは第三者に頼むとか、町の名士とか。それでうまくいく面もありますが。日本で芸能界もある意味ではちょっと腐敗しているのは、弁護士があまりにもいないからです。

矢吹：コンプライアンスとか、ガバナンスという感覚がないんですね。

スペクター：コンプライアンスなんかもう何もやっていない。要するに見せかけですよ、あれは。要は癒着がものすごく許されているんです。どの業種でも日本は。芸能界もです。ですからインハウスの弁護士って、そんなに高いお金ではないと思う。安いところもいっぱいあるし、僕はもっとそういう人を使うべきだと思う。新卒で何もできない役に立たない社員よりはそっちの方がいいと思うんです、はっきり言って。

矢吹：なるほど。最近の日本、ロースクールでみんな大変な思いをして、弁護士になる人は少なくなっていくという日本の若い方の状況について、八代さんはいかがですか。

八代：迷走しているなと思いますね。おそらく弁護士、法曹になるのに最もお金と時間がかかる国になってしまったんじゃないでしょうか。アメリカの制度のつまみ食いをしているだけなんだと思うんですよ。弁護士が増えれば弁護士が扱う案件が増えるという何か壮大なフィクションの下に行っているだけであって、今デーブさんが言われたように、例えばインハウスとか、地方の自治体とかにどんどん弁護士が入っていけるようなシステムをつくらないといけないなと思うんです。

あとアメリカは、ロースクールのJDコース*17って3年間なんですけれども、3年間行ったら司法試験は60パーセント近く合格するんですね。ただ、

その後法律家としてやっていけるかどうかはわかりません。社会の中で淘汰されていくんですよ。なので、日本でハードルを上げないと質の悪い弁護士が出てきてしまうという議論は、ちょっと何かバタナリスティックというか、上から目線の考え方なのかなという気がしますね。

スペクター：日本で年間何人って決めているじゃないですか。アメリカは別に制限がないんです。

八代：あともったいないなと思うのは、アメリカはアンダーグラジュエイトという学部で4年いて、それからロースクールでJDコースに3年行くんですけども、その間に、国際機関で勤めたり、2年ぐらいの社会経験をしている人が多いんですよ。それがその後ロースクールを卒業してから就職にも大きく影響してくるんです。これが日本だと最短距離で弁護士になりたいというか、終身雇用の意識もあるでしょう。4年出たらもうすぐロースクールに行って、またさらに2年からとか、ほかの学部からだと3年行く。それは、法学部に行っているのにまた2年行かなきゃならないというのも無駄じゃないかなという気がしますね。その間の社会経験を義務付けるとか、そうしないと、1回社会に出て方向転換して法曹になりたいという人は、スタートから後れを取ってしまうことになりますよね。そこはすごくもったいないなと思います。

これからの弁護士・弁護士会

矢吹：最後に、デーブさんには、日本の弁護士をこうしたらいいんじゃないかということがあったらおっしゃっていただき、八代さんは、日本の弁護士会をご存じなので、日本の弁護士会のこれからの



役割について何か期待するところをお話したいのですが、どうでしょうか。

スペクター：八代さんもちろんそうですけれども、その前に橋下徹（現大阪府知事）さんとか、テレビに弁護士が出るようになりました。それまでは専門家として時々出ただけなのですが、ずいぶん変わりました。そういう意味では、法って面白い、法律って面白いという雰囲気が出てきた。それにつながって、弁護士の仕事も面白いということがごく最近やっと知られるようになったかと思う。前は専門家で、税理士みたいに何かベレー帽をかぶって、わりと狭いオフィスとかに隠れているというイメージがありましたね。

八代：ワイドショーが事件を取り上げ、犯罪報道を取り上げるようになった。

スペクター：そうです。特に裁判員制度とともに、さらに法を知る必要があるようになりました。だから今はある意味では不況といいながらも、法律に関しては、もちろん弁護士を含めて、今までなかったいい時代が来たと思う。ですからそれをうまく利用することが大切です。ただ、アメリカみたいに行き過ぎないようにどうやってコントロールするかはこれからの課題です。

八代：難しい質問ですけど、私はニューヨークの弁護士会にも所属しているんですが、アメリカの弁護士会って日本の場合とは異なり、基本的に強制加入ではないんですよ。強制加入でやっている日本では、弁護士会は任意加入のものよりも大きな役割を求められると思うんですね。

1つ思ったのは、資格を取った後の研修制度というのがアメリカの弁護士会は充実していて、い

ろいろな分野での専門性のあるものについて、個々のスキルを向上させるような研修制度がものすごく充実しているんですね。それで自分が今までやったことのない分野の研修ももちろんあります。

スペクター：医療もそうですね。

八代：そうですね。それが単位制になって、何年かの間にその必要な単位を取ることが研修と認められるわけです。ですから、日本の義務研修のように、5年目、10年目などに1日だけ拘束されて、架空のケースを議論しておしまいというものにいかほどの意味があるのかは疑問に感じています。1つは弁護士としてのスキルを維持するというのが弁護士会の役割として大きいのではないかと思います。もう1つは、弁護士としての品位を、ふさわしくない行動についてもっと強く厳しく臨むべきだと思うんですね。例えば非弁提携というものが禁止されているんだったら、もっと厳しく取り締まらないといけない、結局ずるずるになって、見つかからない人が得になってしまうような可能性もあるのではないのでしょうか。それから強制加入でやっている以上は、会員に対して果たす役割も高いものが求められるでしょうし、社会に対して果たす役割としても、それなりに高いものが求められてしかるべきかなと思います。

矢吹：確かに強制加入に基づく弁護士自治が社会や会員に対して果たすべき役割を常に自覚して弁護士会を運営していかなければなりませんね。

本日は、お忙しい中、お越しいただき有難うございました。とても有益で楽しいお話をお聞きすることができました。

（構成：味岡 康子）

* 17：アメリカのロースクール制度。修業年限は3年でロースクールを卒業するとJ.D.(Juris Doctor)という学位を受ける。